資料3

安全対策基準の改訂等について

FISC 金融情報システムセンター
The Center for Financial Industry Information Systems

「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書（第9版）」の改訂（2019年３月）

2018年3月の大規模改訂（第9版の発刊）後の金融機関を取り巻く環境変化等に対応が必要なものを中心に改訂を実施

ポイント

1. 第９版発刊時の継続検討課題を踏まえた基準の見直し（設備基準・情報セキュリティ）
2. パスワードの取扱いに関する動向を踏まえた基準の見直し（定期的変更不要）
3. スマートデバイスの固有リスクやＱＲコード決済利用増加を踏まえた基準の見直し
4. NISC安全基準等策定指針(第５版)を踏まえた基準の見直し

ＩＴを活用した革新的な金融サービスの取組みや、デジタライゼーションの基盤となるＩＴ技術の動向等について、調査・研究を継続し、適切な安全対策が実施されるよう必要な対応を行う

「金融機関等のシステム監査基準」発刊（2019年３月）

金融機関にとってＩＴと経営戦略が不可分一体となる中、システム監査において、経営戦略を支援し、顧客の利便性向上・企業価値の最大化、及び安全対策の確保を実現するため、監査品質の向上を目指す必要あり、既存の「システム監査指針」を「システム監査基準」と名称変更のうえ、システム監査人が準拠すべき「基準」を明確化

ポイント

1. 監査対象にＩＴガバナンス、監査主体に（旧来の内部監査人に加え）監査役、外部監査人を含める
2. 監査のあり方を「原則」、監査人の行為規範を「基準」として明確化
3. 監査のフレームワークやチェックポイント見直し

FISC全国説明会等を通じて、本監査基準の普及・推進を行う